

【現状と課題】

近年、セクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」という）、マタニティ・ハラスメント（以下「マタハラ」という）をはじめ、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という）、デートDV、ストーカー行為など、女性に対する性暴力・性被害が深刻な社会問題となっています。引き続き、未然防止教育や意識啓発、相談機関の周知徹底、被害者支援など、関係機関と連携を図りながら人権侵害や暴力根絶に向けた取組を進める必要があります。

平成 28 年 5 月に実施した「人権・同和問題に関する市民意識調査（以下「意識調査」という）」結果では、「女性の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「セクハラ、マタハラ」の回答が最も多く、「職場において採用、昇進、賃金等、男女の待遇に差があること」、「男は仕事、女は家庭などの男女の固定的な役割分担意識があること」と続いています。

依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っていることから、男女が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、取組を進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成 26 年 4 月に施行した「益田市男女共同参画推進条例」及び平成 28 年 3 月に策定した「第 3 次益田市男女共同参画計画」等に基づき、男女共同参画社会のまちづくり実現のため総合的、計画的に推進していきます。

(1) 人権尊重の意識づくり

- ①女性の人権を尊重し、意識を高めるための研修会を実施します。
- ②男女平等、男女相互理解についての教育を進めます。
- ③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。

(2) 女性に対するあらゆる暴力根絶の取組

- ①暴力は、重大な人権侵害であり尊厳を傷つけることを認識し、理解を深めるために講演会や研修会を開催します。
- ②啓発パンフレットや広報等による啓発を実施するとともに、デートDV防止等の未然防止教育を進めます。
- ③相談しやすい体制づくりに努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。

(3) 働きやすい職場づくり

- ①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。
- ②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。
- ③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

2 子ども

【現状と課題】

近年、少子化や核家族化の進行、都市化に伴う地域における人間関係の希薄化など、社会環境が大きく変化し、子どもたちをめぐる問題も複雑・多様化しています。いじめや体罰、児童虐待など子どもの人権が侵害される事件が後を絶たず、不登校や家庭への引きこもりなどの問題が深刻化しています。

また、インターネットの急速な普及に伴い、子どもたちも携帯電話やタブレット端末を利用する機会も多くなり、インターネット上に氾濫する違法・有害情報にアクセスし、犯罪に巻き込まれるケースや SNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用するなかで、個人情報流出し、発生するトラブルも多くなっています。

意識調査結果によると、子どもの人権で特に問題だと思ふことがらは、「仲間はずれや無視、暴力やいやがらせなどいじめをすること」、「親などが子どもに暴力を加えたり、育児放棄など虐待すること」、「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをすること」という回答が多く、いじめや体罰、虐待への問題意識が高いことがわかります。

子どもの人権を守っていくために、今後は、いずれも未然防止及び早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、「いじめ対策防止法」や、平成 27 年 3 月に策定した「益田市子ども・子育て支援事業計画」等に基づき、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

(1) 社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組

- ① 家庭、地域、学校等が一体となり、子ども達の発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健活動、医療及び教育体制の構築を図ります。
- ② 仕事と子育ての両立を推進するため、子育て家庭を応援する地域の形成をめざします。

(2) 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの理解促進

- ① 学校をはじめ、地域等で子どもの権利条約などの内容が広く理解されるよう教育・啓発を進めます。

(3) 乳幼児や児童への虐待防止の取組

- ① 要保護児童対策地域協議会を中心に福祉、保健、教育などの関係機関との連携を図り児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むとともに、要保護児童の適切な支援を行います。
- ② 虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、乳幼児や児童の虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。

(4) いじめの未然防止・早期発見に向けた取組

- ① いじめの防止等のための基本的な方針を定め、学校と連携を図り、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組んでいきます。

(5) 情報モラル教育の推進

- ① インターネットとの正しい関わり方を教えるとともに、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し活用できる能力の育成や向上に努めます。

3 高齢者

【現状と課題】

我が国では、平成 27 年度国勢調査における高齢化率は、26.7%であり、4 人に 1 人は高齢者となっています。

本市においても、平成 28 年 3 月末現在で、高齢化率 35.3%、3 人に 1 人は高齢者で、地区によっては高齢化率が 60%を超えるところもあり、国を大きく上回って少子・高齢化が進んでいます。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者に関する地域課題の解決を図るための体制づくりが引き続き必要となってきます。

こうした状況の中、今回実施した意識調査結果によると、「高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと」、「在宅で生活する場合の支援体制が十分でないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」などの回答が多くを占めました。

近年、高齢者を狙った特殊詐欺被害の増加や高齢者に対する身体的・心理的虐待は後を絶ちません。また、高齢者に対する就職差別、社会参加の機会の制限、認知症高齢者に対する偏見など、高齢者の人権に関する深刻な問題は山積しています。

高齢者が社会の一員として、役割、生きがいを持ちながら、積極的に社会参加できるよう環境整備を図るとともに、高齢者がいつまでも自分らしく、安心して暮らし続けていくために一人一人が高齢者について理解を深め、みんなで共に支え合う環境づくりが必要となっています。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「第 6 期えっとまめなプラン（益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画）」等を踏まえ、「いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民みんなで共に支えあうまちづくり」をめざして、取り組みを進めていきます。また、高齢者一人一人が安心して暮らせるよう高齢者やその家族を支える相談機関として地域包括支援センターが整備されており、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療・介護とのネットワークの構築、高齢者虐待の防止、成年後見制度の利用支援など高齢者支援の充実を図ります。

(1) 安否確認の体制整備

①要援護者に対し、地域住民、地区社協、自治会等と連携・協力しながら、声かけや見守りなどを行います。

②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。

(2) 相談体制の充実

①地域包括支援センターでは、高齢者の暮らしを地域でサポートするため、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の 3 職種を配置し、チームアプローチによって専門的に対応します。

②民生委員・児童委員と連携し、必要なサービスの情報提供や適切な機関への紹介等の支援をします。

(3) 生きがい活動への支援

①高齢者の健康といきがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。

②高齢者自らが行う、社会奉仕活動、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。

(5) 介護予防事業の推進

①高齢者が健康や介護予防に関心を持ち、生活習慣病や認知症等の予防に取り組み、住み慣れた地域で健やかに生活できる様に推進します。

②地域特性に応じた介護予防基盤整備のため、地域組織や団体と連携し、地域主体の介護予防を推進します。

③要介護認定者の方に対して、生活機能の維持向上のための目標、プラン、サービス提供を行うとともに、定期的に評価、見直しを図ります。

(6) 認知症への理解と支援体制の整備

①認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため認知症への理解や、認知症高齢者やその家族への理解を深める研修会等を開催します。

②冠婚葬祭や介護疲れなどで介護ができないときの介護者支援の充実を図ります。

③認知症高齢者やその家族からの相談に応じ、適切な医療・介護サービスが受けられるよう関係機関の調整を行います。

④地域の実情に応じて認知症高齢者やその家族を支えるネットワークづくりを行います。

(7) 高齢者の権利擁護に関する取組

①高齢者虐待対応ケア会議を開催し、支援の方向性を明確にし、より専門的な支援に繋げていきます。

②高齢者の権利擁護について、周知・啓発、個人の理解を深めるために参加者に応じた研修会を開催します。

③成年後見制度の利用促進のために申立て支援や、低所得者に対する成年後見人等の報酬の助成を行います。

④地域福祉の担い手として、高齢者の様々な権利を地域から支えることが期待される市民後見人の養成を行います。

(8) 消費者被害の未然防止の取組

①高齢者をはじめ地域住民に対して、消費者問題の理解を深め、消費者被害の未然防止に繋げるための啓発活動を行います。

②消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。

4 障がい者

【現状と課題】

国においては、「障害者基本法」（昭和 45 年）をはじめ、「障害者虐待防止法」（平成 24 年）、「障害者総合支援法」（平成 25 年）等により^{※1}「ノーマライゼーション」理念の浸透が推進され、平成 28 年 4 月には、障がいを理由とする^{※2}「不当な差別的取扱いの禁止」と^{※3}「合理的配慮の不提供の禁止」を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。

また、「改正障害者雇用促進法」（平成 28 年）では、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するほか、障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置を講ずることを義務（合理的配慮の提供義務）づけています。

意識調査結果によると、自分自身に関心がある人権課題についての設問では、「障がいのある人の人権」が最も多く、また、「障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「障がいのある人を虐待する、避ける、傷つける言葉を使うこと」という回答が多くなっています。

障がいのある人への理解や認識が不十分であることが問題点として挙げられていることから、今後、障がいのある人への理解、また、障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」について理解啓発について取り組むとともに、より一層推進していく必要があります。

【施策の方向性と取組】

本市では、平成 27 年 3 月に策定した「安心いきいきプラン（第 4 期益田市障がい者基本計画、第 4 期益田市障がい福祉計画）」等に基づき、身近な地域での障がい者の多様なニーズに対応するための総合的な障がい者自立支援体制の確立をめざして進めていきます。

(1) バリアフリー社会の実現

- ①障がい者の基本的人権の尊重を基本とし、障がい者に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。
- ②市民一人一人が障がいおよび障がい者に対する理解と認識を深め^{※4} ソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。

(2) 地域生活の支援体制の充実

- ①障がい者の自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。
- ②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。

(3) 自立と社会参加の促進

- ①障がい者が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、労働等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。
- ②障がい者が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよ

う、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。

※1 ノーマライゼーションとは

障がい者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。

※2 不当な差別的取扱いとは

正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件を付けたりすること。

※3 合理的配慮の不提供とは

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で、事物、制度、慣行、観念などの「社会的障壁」を取り除く配慮をしないこと。

※4 ソーシャルインクルージョンとは

社会の中で、誰もが排除、分離、隔離されずに共に生きていく社会こそが自然な姿であり、誰にとっても生きやすい社会である、という考え方を実現するための手段。

5 同和問題

【現状と課題】

昭和40年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と基本的認識が示されています。その後、「同和対策事業特別措置法」（昭和44年）、「地域改善対策特別措置法」（昭和57年）、「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年）に基づき、平成14年3月末に廃止されるまで33年間にわたって同和問題解決に向けた様々な取組が実施されてきました。

本市においても、同和問題を行政の重要課題として位置づけ、部落差別に起因した劣悪な環境の改善、生活の安定した層の増加、市民の同和問題に関する認識の向上など、多大な成果を上げてきています。その一方で、依然として根強く存在している差別意識の解消、教育・就労での格差の解消、結婚問題など、今日なお解決すべき課題が残されています。

今回の意識調査結果によると、「同和問題について初めて知ったのは、どのようなきっかけでしたか」の問いに対しては、「学校の授業で教わった」が最も多く、学校で正しい知識を学び正しく理解する人権・同和教育が重要です。

次に、「本市には同和問題に起因する差別はあると思いますか」の問いに対しては、「わからない」と回答した人が最も多く、「昔ほどではないが思う」、「ないと思う」と続いています。また、同和問題の解決に対する考え方について、「基本的人権に関わる問題だから、自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」とした回答が5年前より減っていること、さらに「よく考えていない」とした回答が大幅に増えていることから、同和問題を他人事と考える人や、無関心な人が増えていることがわかります。

こうしたことから、同和問題の解決に向かって主体的な取組を進めるため、歴史を学び直し正しい理解と認識を深め、差別を許さない意識の醸成を図ることが大切です。学校や地域そして行政が一体となって、一人一人の人権が尊重される社会の実現をめざした取組を進める必要があります。

【施策の方向性と取組】

「特別措置法」に基づく特別対策は終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取組の終結を意味するものではなく、今後も必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

また、今後の同和問題に関する差別意識の解消にあたっては、平成8年の「地域改善対策協議会意見具申」を尊重し、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、その経緯を十分認識しながら、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げてきた取組や研究の成果を踏まえ、効果的な教育・啓発などを積極的に推進します。

(1) 学校教育の取組

- ①すべての学校において、人権・同和教育を基底に据えた教育活動を推進するとともに、進路保障の取組を推進します。
- ②各種研修会によって教職員の人権意識を高めるとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別をなくす実践力を培います。

(2) 社会教育の取組

①各公民館単位で設置している地区人権・同和教育推進協議会において、差別のない明るく住みよい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識の向上に努めます。

(3) 啓発・広報活動の推進

①人権センターを核とし、社会教育団体・石西地域人権を考える企業等連絡協議会・NPO 法人等と連携し、各種講演会、イベント等を企画し啓発・広報活動に努めます。

(4) 人権センター事業の充実

①人権センターは、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。

6 外国人

【現状と課題】

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会問題になっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、許されることではありません。違いを認め、互いの人権を尊重する共生社会をめざして取組を進めていく必要があります。

本市における在住外国人は、平成28年3月末現在、14カ国322人で、総人口に占める割合は0.67%となっています。

今回の意識調査結果では、「外国人の人権について特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」「施設・道路・道路標識の外国語表記など、外国人にも暮らしやすいまちづくりが図られていないこと」、「近隣や地域の人との交流や理解を深める機会が少ないこと」などの回答が多くなっています。

外国語による生活情報の発信や相談機関などの周知をはじめ、在住外国人にとって安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

【施策の方向性と取組】

お互いに価値観の違いを理解し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現をめざして、教育・啓発を進めます。

(1) 差別意識解消のための教育・啓発の推進

①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。

(2) 多文化共生社会づくりの推進

①日本語がわからずに生活に課題があるまま地域に居住している外国人の方々を対象に、日常的な会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。

②市民を対象として異文化に触れる機会を提供し、多文化理解のための講座を実施します。

(3) 外国にルーツをもつ児童生徒への支援

①日本語サポーターを配置して、対象生徒の実態に応じて、授業の中で日本語の支援を行います。

(4) 外国人のための相談体制の充実

①在住外国人からの相談に対し適切な支援を行い、相談体制の充実を図ります。

②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等

【現状と課題】

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。そのことが原因となって、医療現場における診療拒否のほか、就職や入学の拒否、職場解雇、アパートへの入居拒否、立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れています。

また、ハンセン病患者に対しては、平成8年に、「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離が継続され、療養所の入所者の多くは、長期間の隔離と自身や家族、親族などの高齢化等によって社会とのつながりを断たれ、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。

意識調査結果では、「エイズ患者やHIV感染者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対して、「エイズ・HIVに関する正しい知識や理解がないこと」、「患者や感染者のための相談・支援体制が十分でないこと」、「差別な発言や行為をすること」などの回答が多くを占めました。同様に、ハンセン病回復者の人権についても、「怖い病気といった誤解があること」、「社会復帰が困難なこと」、「じろじろ見たり、避けたりすること」となっています。

エイズやハンセン病、感染症等について、正しい知識の普及を図るとともに、偏見や差別の解消に向けて、引き続き意識啓発を進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

エイズやハンセン病、感染症等に関する正しい知識の普及を図ることにより、偏見や差別意識を解消するための教育・啓発に努めます。

(1) 啓発活動及び講演等の開催

- ①人権センター等や学校で開催する講演会及び研修会において、HIV感染者及びハンセン病について正しい理解が得られるよう啓発活動をします。

8 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

平成 14 年 9 月の日朝首脳会談で、北朝鮮側は、長年否定してきた拉致を初めて認め、謝罪しました。その後、拉致被害者として認定している方をはじめ、ほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、捜査・調査が進められています。

北朝鮮当局による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。拉致問題等の解決のためには、幅広い国民層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

【施策の方向性と取組】

問題の早期解決に向け、北朝鮮当局による拉致問題等に関する市民の関心と認識を一層深める必要があります。

(1) 啓発・広報の推進

①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。

(2) 学校教育の取組

①児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

9 犯罪被害者等

【現状と課題】

近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっています。

また、犯罪被害者等をめぐる問題として、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等があります。

意識調査結果では、「犯罪被害者とその家族の人権について、特にどのようなことが必要だと思いますか」の問いに対して、「報道によりプライバシーが侵害され、私生活の平穩が保てなくなること」とした回答が最も多く、「事件に関して、周囲でうわさ話をする事」、「捜査や裁判によって精神的・経済的負担がかかること」と続いています。

このような動向を踏まえ、犯罪被害者等が置かれている状況を理解するための啓発を進めていく必要があります。

【施策の方向性と取組】

被害者の視点に立ち、関係機関・団体と密接な連携を図りながら、プライバシーの保護など犯罪被害者等への理解を深めるための人権教育・啓発に取り組みます。

(1) 関係機関との連携

①国、県、警察等と連携を図りながら、被害者に対する支援を行います。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットや携帯電話などの普及により、情報の収集や発信などの利便性は大きく向上し、効率的で豊かな社会生活を享受できるようになった一方で、他人のプライバシーを侵害したり、誹謗中傷するような悪質な情報発信が行われたり、犯罪や差別の助長にもつながる有害な情報が掲載されるなど、ネット社会における匿名性を悪用した深刻な人権侵害が発生しています。

意識調査結果では、「インターネットを悪用した人権侵害について、特にどのようなことが問題だと思いますか」の問いに対しては、「他人へのひどい悪口や差別的な表現などを掲載すること」と回答した人が最も多く、「一度掲載されると拡散し、完全に消去することが困難であること」、「法的規制が不十分であったり、違法な情報発信者に対する監視・取り締まりが十分でないこと」と続いています。

【施策の方向性と取組】

情報化社会がもたらす影響について人権擁護の視点に立った正しい知識を習得するとともに、情報の収集や発信に対する個人の責任やモラルについての理解を深められるよう取組を進めます。

(1) 意識啓発の推進

- ①情報化社会がもたらす影響について、正しい知識の普及を図るとともに、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。

1 1 さまざまな人権課題

(1) アイヌの人々

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統、及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

(2) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見や差別意識により、就職や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには本人の強い意欲とともに、円滑な社会復帰を実現するため、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力を深めていくことが重要です。

(3) ホームレスに対する差別

ホームレスの人々の生活の自立を支援するための取組が行われている一方で、ホームレスに対するいやがらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。必要な個別支援、相談対応を行うとともに、周囲の人々の関心と理解を深めていくことが必要です。

(4) 性的指向を理由とする差別

性愛の対象として、異性にではなく同性や両性に対して愛情を抱く人々は少数であるため差別や偏見のまなざしで見られたり、場合によっては職場を追われるような人権問題が発生しています。性的指向に関わる差別や人権侵害が存在し、それを解決するために、性的指向についての理解と認識を深めていくことが必要です。

(5) 性同一性障害を理由とする差別

「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性別の変更も認められるようになったものの、差別や偏見のまなざしで見られることが多く、就職や住宅を借りる際など、社会生活を送る上で様々な困難に直面しています。正しい理解の促進と差別や偏見の解消に向けた取組を進めるとともに、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。

(6) 人身取引による人権侵害

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引を撲滅するための認識と理解を深める啓発に努めます。

(7) 東日本大震災に起因する差別

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい認識を持ち問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。